

# 8. 条例・施行規則

## 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

昭和53年12月15日  
条例第51号

改正 平成5年6月24日条例第43号 平成11年6月25日条例第36号  
平成16年6月22日条例第36号 [題名改正]

(目的)

**第1条** この条例は、中高層建築物及び特定建築物（以下「中高層建築物等」という。）の建築に係る計画の事前公開並びに紛争のあっせん及び調停に関し必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係を保持し、もって地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中高層建築物 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）のうち、次に掲げる各地域について、それぞれ掲げる建築物をいう。

イ 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域 軒の高さが7メートルを超える建築物、高さが8メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物

ロ 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び準工業地域 高さが10メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物

ハ イ及びロに掲げる地域以外の用途地域 高さが10メートルを超える建築物

(2) 特定建築物 商業地域以外の用途地域において、生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認められる用途に供する建築物で規則で定めるものをいう。

(3) 建築主 中高層建築物等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

(4) 事業者 建築物の特定建築物への用途の変更（建築基準法（昭和25年法律第201号）

第87条第1項に規定する建築物の用途の変更（当該建築物の用途の変更（以下同じ。）をしようとする者をいう。

(5) 関係住民 次に掲げる者をいう。

イ 中高層建築物の敷地の境界線（敷地の境界線と中高層建築物の壁面との水平距離がその高さの2倍以上ある場合は、その壁面。以下この号において同じ。）から起算して、水平距離がその高さの2倍の地点から当該中高層建築物の壁面までの範囲内にある土地又は建築物に関して権利を有する者及び当該範囲内に居住する者

ロ 中高層建築物による電波障害の影響を著しく受けると認められる者

ハ 特定建築物の敷地の境界線から起算して、水平距離が100メートルの地点から当該特定建築物の壁面までの範囲内にある土地又は建築物に関して権利を有する者及び当該範囲内に居住する者

ニ 中高層建築物の敷地の境界線及び特定建築物の敷地の境界線から起算して、水平距離が10メートルの地点から当該中高層建築物等の壁面までの範囲内に居住する者（以下「隣接住民」という。）

(6) 紛争 次に掲げる紛争をいう。

イ 中高層建築物の建築に伴って生ずる日照の障害、電波障害等及び工事中の騒音、振動等が周辺に及ぼす影響に関する関係住民と建築主との間の紛争

ロ 特定建築物の建築又は建築物の特定建築物への用途の変更に伴い、当該特定建築物が周辺の生活環境に及ぼす影響に関する関係住民と建築主又は事業者（以下「建築主等」という。）との間の紛争

(適用の除外)

**第3条** この条例の規定は、建築基準法施行令

(昭和25年政令第338号)第149条第1項に該当する中高層建築物で、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(昭和53年東京都条例第64号)の適用があるものについては、適用しない。

2 この条例中第7条第1項、第10条、第11条、第15条及び第16条の規定は、中高層建築物(第2条第1号口に規定する建築物で高さが10メートル以下のものに限る。)の建築に係る計画及び紛争については、適用しない。

(区長の責務)

**第4条** 区長は、紛争を未然に防止するよう努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整するよう努めなければならない。

(当事者の責務)

**第5条** 建築主等は、紛争を未然に防止するため、中高層建築物等の建築又は建築物の特定建築物への用途の変更(以下「建築等」という。)を計画するに当たっては、周辺的生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない。

2 建築主等及び関係住民は、紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって、自主的に解決するよう努めなければならない。

(標識の設置等)

**第6条** 建築主等は、建築等をしようとするときは、関係住民に建築等に係る計画の周知を図るため、当該建築敷地内の見やすい場所に、規則の定めるところにより、標識を設置しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

2 建築主等は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかにその旨を規則の定めるところにより、区長に届け出なければならない。

(説明会等)

**第7条** 建築主等は、建築等をしようとするときは、隣接住民に、建築等に係る計画の内容について説明しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

2 建築主等は、前項の規定により説明したときは、その旨を規則の定めるところにより、区長に

届け出なければならない。

3 建築主等は、第1項に規定するほか、関係住民からの申出があったときは、建築等に係る計画の内容について、説明会等の方法により関係住民に説明しなければならない。

4 区長は、必要があると認めたときは、建築主等に対し、前項の規定により行った説明会等の内容について報告を求めることができる。

(あっせん)

**第8条** 区長は、建築主等と関係住民の双方から紛争の調整の申出があったときは、あっせんを行う。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、建築主等又は関係住民の一方から調整の申出があった場合において、相当の理由があると認めたときは、あっせんを行うことができる。

3 区長は、あっせんを行う場合においては、当事者双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めなければならない。

(あっせんの打ち切り)

**第9条** 区長は、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めたときは、あっせんに打ち切ることができる。

(調停)

**第10条** 区長は、前条の規定によりあっせんに打ち切った場合において、必要があると認めたときは、当事者に対し、調停に移行するよう勧告することができる。

2 区長は、前項の規定により勧告した場合において、当事者の双方がその勧告を受諾したときは、調停を行う。

3 前項の規定にかかわらず、区長は、当事者の一方が第1項に規定する勧告を受諾した場合において、相当の理由があると認めたときは、調停を行うことができる。

4 区長は、調停を行うに当たって必要があると認めたときは、調停案を作成し、当事者に対し、期間を定めてその受諾を勧告することができる。

5 区長は、調停を行うに当たっては、世田谷区建築紛争調停委員会(以下「調停委員会」という。)の意見を聴かななければならない。

(調停の打ち切り)

**第11条** 区長は、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 前条第4項の規定による勧告が行われた場合において、定められた期間内に当事者から受諾する旨の申出がないときは、当該調停は打ち切られたものとみなす。

(調停委員会)

**第12条** 区長の附属機関として、調停委員会を置く。

2 調停委員会は、第10条第5項の規定による区長の意見の求めに応じ、必要な調査審議を行い意見を述べるとともに、区長の諮問に応じて、紛争に関する重要事項について調査審議する。

3 調停委員会は、法律、建築又は環境等の分野に関し優れた知識及び経験を有する者のうちから区長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 調停委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、調停委員会を代表する。

7 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

8 調停委員会は、区長が招集する。

9 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

10 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

11 前項の規定にかかわらず、第10条第5項の規定による調停委員会の意見は、会長が事案ごとに指名する3人以上の委員の合意によることができる。

(出頭)

**第13条** 区長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(関係図書の提出)

**第14条** 区長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者に対し、関係図書の提出を求めることができる。

(工事の着手の延期等の要請)

**第15条** 区長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、建築主等に対し、期間を定めて工事の着手の延期、工事の停止又は事業の開始の延期を要請することができる。

(公表)

**第16条** 区長は、第13条の規定による出頭若しくは第14条の規定による関係図書の提出を求め、又は前条の規定による要請をした場合において、その求め又は要請を受けた者がその求め又は要請に正当な理由なく従わないときは、その旨を公表することができる。

(委任)

**第17条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

**付 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成5年6月24日条例第43号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成5年6月25日)から施行する。

2 第2条の改正規定の施行の際、現に改正法第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域に関する都市計画が定められている都市計画区域については、改正法第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定の告示の日までの間は、この条例による改正前の第2条第1号の規定は、なおその効力を有する。

**附 則** (平成11年6月25日条例第36号)

この条例は平成11年9月1日から施行する。

**附 則** (平成16年6月22日条例第36号)

この条例は平成16年9月1日から施行する。

# 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則

昭和53年12月15日

規則第65号

(趣旨)

**第1条** この規則は、世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(昭和53年12月世田谷区条例第51号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。  
(用語の意義)

**第2条** この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。  
(特定建築物)

**第2条の2** 条例第2条第2号に規定する規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げるものにあつては建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)別表第2(イ)項第5号に掲げる神社、寺院、教会その他これらに類するもの(以下この条において「神社等」という。)に附属するものを除き、第3号及び第4号に掲げるものにあつては神社等、斎場(葬儀を行うことを主たる目的とした施設をいう。以下この条において同じ。)又は病院その他の医療機関に附属するものを除く。

- (1) 斎場
- (2) 納骨堂(他人の委託を受けて人の焼骨を収蔵することを目的とした施設をいう。)
- (3) 遺体保管所(遺体を保管すること(運送契約に基づき一時保管する場合を含む。))を目的とした施設(次号に掲げるものを除く。)をいう。
- (4) エンバーミング施設(薬剤を使用した遺体の保存、修復等の作業を行うことを目的とした施設をいう。)
- (5) カラオケボックスその他これに類するもの  
(標識の様式)

**第3条** 条例第6条第1項に規定する標識(以下「標識」という。)の様式は別記第1号様式による。  
(標識の設置場所)

**第4条** 標識は、建築敷地の道路に接する部分(建築敷地が2以上の道路に接するときは、それぞれ道路に接する部分)に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるよう設置しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、区長がやむを得ない

理由があると認めるときは、区長が必要と認める場所に設置しなければならない。

(標識の設置期間)

**第5条** 中高層建築物及び特定建築物(以下「中高層建築物等」という。)に係る標識の設置期間は、次の各号のいずれかに掲げる手続(2以上の手続をする場合は、最初の手続)をしようとする日(以下「確認申請等予定日」という。)の少なくとも15日前(特定建築物にあつては、60日前)から当該中高層建築物等の建築又は条例第2条第4号に規定する建築物の特定建築物への用途の変更(以下「特定建築物への用途の変更」という。)に係る工事が完了した日(以下「工事完了日」という。)までの間とする。

- (1) 法第6条第1項に規定する確認の申請(法第87条第1項において準用する場合における確認の申請(特定建築物への用途の変更に係るものに限る。))を含む。
- (2) 法第6条の2第1項に規定する確認を受けけるための書類の提出(法第87条第1項において準用する場合における書類の提出(特定建築物への用途の変更に係るものに限る。))を含む。
- (3) 法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定の申請
- (4) 法第18条第2項に規定する計画の通知(法第87条第1項において準用する場合における計画の通知(特定建築物への用途の変更に係るものに限る。))を含む。
- (5) 法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定に係る通知
- (6) 法第43条第2項第2号、法第44条第1項第2号若しくは第4号、法第47条ただし書、法第48条第1項から第14項までの各項ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号、法第55条第3項第1号若しくは第2号、法第56条の2第1項ただし書、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第67条第

- 3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項に規定する許可の申請
- (7) 法第3条第1項第4号、法第43条第2項第1号、法第44条第1項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条第1項若しくは第2項、法第86条の2第1項、法第86条の6第2項、法第86条の8第1項、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第115条の2第1項第4号ただし書、令第131条の2第2項若しくは第3項、令第144条の4第1項第1号ホ、第2号ただし書若しくは第4号ただし書若しくは建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の16第4項ただし書の規定による認定の申請又は法第87条の2第1項の規定による認定の申請（特定建築物への用途の変更に係るものに限る。）
- (8) 法第3条第1項第3号に規定する指定の申請
- (9) 法第58条に規定する高度地区に関する都市計画で定められた特例許可又は特例認定の申請
- (10) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第1項に規定する計画の認定の申請及び同法第18条第1項に規定する計画の変更の認定の申請並びに同法第22条の2第1項に規定する計画の認定の申請及び同条第5項において準用する同法第18条第1項に規定する計画の変更の認定の申請
- (11) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の認定の申請
- (12) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第4条第1項に規定する建替計画の認定の申請、同法第7条第1項に規定する認定建替計画の変更の認定の申請又は同法第116条第1項に規定する許可の申請
- (13) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項まで（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請（同法第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出がある場合に限る。）
- (14) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）又は同法第55条第1項に規定する変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）
- (15) 東京都文教地区建築条例（昭和25年東京都条例第88号）第3条ただし書又は第4条ただし書に規定する許可申請
- (16) 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第2条第3項、第3条第1項ただし書、第4条第3項、第5条第3項、第8条の19第1項、第10条第4号、第10条の2第1項ただし書、第10条の3第2項第2号、第17条第3号、第21条第2項、第22条ただし書、第24条ただし書、第32条ただし書、第41条第1項ただし書、第52条又は第73条の20に規定する認定の申請
- (17) 世田谷区環七に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和61年9月世田谷区条例第56号）第11条に規定する許可の申請
- (18) 世田谷区環八に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成15年3月世田谷区条例第30号）第13条に規定する許可の申請
- (19) 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年7月世田谷区条例第34号）第8条第1項ただし書若しくは別表第3ア欄若しくはイ欄に規定する認定の申請又は同条例第15条第2項若しくは第16条各号に規定する許可の申請
- (20) 世田谷区特別工業地区建築条例（平成16年3月世田谷区条例第22号）第2条ただし書に規定する許可の申請
- (21) 世田谷区国分寺崖（がい）線保全整備条例（平成17年3月世田谷区条例第14号）第10条第1項に規定する許可の申請
- (22) 世田谷区斜面地等における建築物の制限に関する条例（平成17年3月世田谷区条例第19号）第4条第1項に規定する許可の申請
- (23) 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例第155号）第14条に規定する認定の申請

- (24) 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（平成19年3月世田谷区条例第28号）第17条に規定する認定の申請
- (25) 東京都駐車場条例（昭和33年東京都条例第77号）第17条第1項ただし書、第17条の2第1項ただし書、第17条の3ただし書、第17条の4第1項ただし書、第17条の5第3項、第18条第1項若しくは第2項又は第19条の2第1項に規定する認定の申請
- (26) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項に規定する許可の申請
- (27) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項に規定する認定の申請又は同法第31条第1項に規定する変更の認定の申請
- 2 前項の規定にかかわらず、延べ面積が1,000平方メートルを超え、かつ、高さが15メートルを超える中高層建築物（特定建築物を除く。）又は世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号）の適用がある中高層建築物（特定建築物を除く。）に係る標識の設置期間は、確認申請等予定日の少なくとも30日前から工事完了日までの間とする。  
（標識の設置方法等）
- 第6条** 建築主又は事業者（以下「建築主等」という。）は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない方法で標識を設置するとともに、記載事項が前条に規定する期間中不鮮明にならないように標識を維持管理しなければならない。  
（標識の記載事項の変更等）
- 第7条** 建築主等は、中高層建築物等の建築又は特定建築物への用途の変更（以下「建築等」という。）に係る計画を変更したときは、速やかに標識の当該記載事項を訂正しなければならない。
- 2 建築主等は、建築等に係る計画を中止したときは、速やかに標識を撤去しなければならない。  
（標識の設置届等）
- 第8条** 条例第6条第2項の規定による届出は、第2号様式に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。
- (1) 案内図
  - (2) 配置図
  - (3) 各階平面図
  - (4) 2面以上の立面図
  - (5) 2面以上の断面図
  - (6) 日影図
- (7) 特定建築物の建築又は特定建築物への用途の変更をする場合は、その営業時間、運営方法等を記載した書類
- 2 建築主等は、前条第1項の規定により標識の記載事項を訂正したときは、第2号の2様式により区長に届け出なければならない。
- 3 建築主等は、前条第2項の規定により標識を撤去したときは、第2号の3様式により区長に届け出なければならない。  
（説明会等の開催）
- 第9条** 条例第7条第1項及び第3項に規定する建築等に係る計画の内容について説明すべき事項は、中高層建築物にあっては第1号から第6号まで、特定建築物にあっては第1号から第4号まで及び第7号に掲げるものとする。
- (1) 中高層建築物等の敷地の形態及び規模、敷地内における中高層建築物等の位置並びに付近の建築物の位置の概要
  - (2) 中高層建築物等の規模、構造及び用途
  - (3) 中高層建築物等の工期、工法及び作業方法等
  - (4) 中高層建築物等の工事による危害の防止策
  - (5) 中高層建築物の建築に伴って生ずる日影の影響
  - (6) 中高層建築物の建築に伴って生ずる電波障害の対応策
  - (7) 特定建築物の営業時間、運営方法等
- 2 建築主等は、条例第7条第3項の規定に基づき、説明会の方法により説明するときは、その日時及び場所を開催日の5日前までに、掲示等の方法により関係住民に周知させなければならない。  
（説明会等の報告）
- 第10条** 条例第7条第2項の規定による届出は、第3号様式によるものとする。
- 2 区長は、条例第7条第4項の規定により説明会等の内容について報告を求めるときは、第4号様式により建築主等に通知するものとする。
- 3 建築主等は、前項に規定する区長の求めに応じ報告するときは、第5号様式により行うものとする。  
（紛争調整の申出）
- 第11条** 建築主等又は関係住民は、条例第8条第1項及び第2項に規定する調整の申出をしようとするときは、第6号様式により区長に申し出なければならない。  
（あっせんの開始）
- 第12条** 区長は、条例第8条第1項又は第2項の規

定によりあっせんを行うことを決定したときは、別記第7号様式により当事者に通知するものとする。

(あっせんの打ち切り)

**第13条** 区長は、条例第9条の規定によりあっせんを打ち切ったときは、別記第8号様式により当事者に通知するものとする。

(調停移行の勧告等)

**第14条** 区長は、条例第10条第1項の規定により調停への移行を勧告するときは、別記第9号様式により当事者に通知するものとする。

2 当事者は、前項に規定する勧告を受諾したときは、別記第10号様式により区長に届け出なければならない。

(調停の開始)

**第15条** 区長は、条例第10条第2項又は第3項の規定により調停を行うことを決定したときは、別記第11号様式により当事者に通知するものとする。

(調停案の受諾勧告)

**第16条** 区長は、条例第10条第4項の規定により調停案の受諾を勧告するときは、別記第12号様式により当事者に通知するものとする。

2 当事者は、前項に規定する勧告を受諾したときは、別記第13号様式により区長に届け出なければならない。

(調停の打ち切り)

**第17条** 区長は、条例第11条第1項の規定により調停を打ち切ったとき又は同条第2項の規定により調停が打ち切られたときは、別記第14号様式により当事者に通知するものとする。

(手続の非公開)

**第18条** あっせん又は調停の手続は、公開しない。  
(代表当事者の選定)

**第19条** 区長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者の中からあっせん又は調停の手続における当事者となる1人又は数人(次項において「代表当事者」という。)を選定するよう求めることができる。

2 当事者は、前項の代表当事者を選定したときは、書面をもって区長に届け出なければならない。

(あっせん又は調停の当事者の代理人の範囲)

**第19条の2** あっせん又は調停の当事者は、当該あっせん又は調停につき代理人を選任することができるものとし、当該代理人の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) 当事者の2親等内の親族
- (2) 建築主等又は関係住民が依頼した弁護士
- (3) 前2号に掲げる者のほか、あっせん又は調

停の運営上支障がないものとして区長が認められたもの

2 区長は、前項の代理人に対して、その代理権を証する書面の提示を求めることができる。

(あっせん又は調停に同席させることができる補佐人等の範囲)

**第19条の3** 建築主等及び建築主等の代理人は、建築物等に関する技術的な説明を行うため、当該建築物等の設計者又は施工者を補佐人として、あっせん又は調停に同席させることができる。

2 関係住民及び関係住民の代理人は、建築物等に関する技術的な事項に関して確認し、又は説明を求めるため、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士又はそれと同等の専門的知識を有する者として区長が認められたものを補佐人として、あっせん又は調停に同席させることができる。

3 区長は、前2項の補佐人に対して、第1項又は前項に規定する資格要件を確認するため、必要な書面の提示を求めることができる。

4 区長は、あっせん又は調停の運営上必要があると認められる者に対し、参考人として、当該あっせん又は調停への出席を求めることができる。

(出頭の求め)

**第20条** 区長は、条例第13条の規定により当事者の出頭を求め、その意見を聴くときは、別記第15号様式により当事者に通知するものとする。

(関係図書の提出の求め)

**第21条** 区長は、条例第14条の規定により関係図書の提出を求めるときは、別記第16号様式により当事者に通知するものとする。

(工事の着手の延期等の要請)

**第22条** 区長は、条例第15条の規定により工事の着手の延期、工事の停止又は事業の開始の延期を要請するときは、第17号様式により建築主等に通知するものとする。

(公表)

**第23条** 条例第16条の規定による公表は、公告等の方法によるものとする。

**付 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則** (昭和58年5月31日規則第26号)

この規則は、昭和58年6月1日から施行する。

**付 則** (昭和62年11月14日規則第73号)

この規則は、昭和62年11月16日から施行する。

**付 則** (昭和63年12月28日規則第62号)

この規則は、昭和64年4月1日から施行する。

**付 則** (平成2年6月15日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成2年12月1日規則第72号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。

**付 則**（平成5年6月24日規則第49号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条及び第2号様式の改正規定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成5年6月25日）から施行する。
- 2 改正法附則第4条及び第5条の規定の適用がある場合におけるこの規則による改正後の第5条第3号及び第4号の規定の適用については、同条第3号中「法第48条第1項から第12項までの各項目ただし書（法）」とあるのは「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）附則第4条の規定によりなお効力を有することとされる改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）第48条第1項から第8項までの各項目ただし書（旧法）」と、「法第55条第3項第1号」とあるのは「旧法第55条第3項第1号」と、同条第4号中「法第55条第2項」とあるのは「旧法第55条第2項」と、「法第86条第1項、第4項、第8項若しくは第10項」とあるのは「法第86条第1項、第4項若しくは第8項若しくは旧法第86条第9項」とする。

**付 則**（平成5年9月22日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成6年6月30日規則第81号）

- 1 この規則は、平成6年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

**付 則**（平成6年7月29日規則第97号）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成7年3月15日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成7年5月31日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成9年7月1日規則第94号）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成10年3月12日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成10年9月30日規則第103号）

- 1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。

**付 則**（平成11年4月30日規則第68号）

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

**付 則**（平成11年7月23日規則第89号）

- 1 この規則は、平成11年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第1号様式による標識を用いて設置されている標識は、この規則による改正後の第1号様式による標識を用いて設置されている標識とみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の規定に基づき作成された様式の標識及び用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

**付 則**（平成12年3月13日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成12年5月31日規則第102号）

- 1 この規則は、平成12年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の第5条第5号に規定する認定の申請の申請のした中高層建築物等の当該申請に係る標識の設置期間については、なお従前の例による。

**付 則**（平成13年3月30日規則第62号）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第5条第4号の改正規定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第19条の2及び第19条の3の規定は、平成13年4月1日以後に調整の申出があったあつせん又は同日以後に区長が移行の勧告を行った調停（同日前に調整の申出があったあつせんに係るものを除く。）について適用する。

**付 則**（平成14年3月11日規則第16号）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第5条の規定は、平成14年5月2日以後に行われる同条各号のいずれかの手続に係る中高層建築物及び特定建築物の建築並びに特定建築物への用途の変更について適用し、同日前に行われた同条各号のいずれかの



手続に係る中高層建築物及び特定建築物の建築並びに特定建築物への用途の変更については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

**附 則**（平成14年12月27日規則第108号）

- 1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第5条第4号（法第68条の3第4項、法第68条の5の2第2項、法第86条第3項及び第4項並びに法第86条の2第2項及び第3項に係る部分に限る。以下同じ。）及び第5号（法第68条の3第1項から第3項まで、法第68条の4、法第68条の5の4第1項及び第2項並びに法第68条の5の5に係る部分に限る。以下同じ。）の規定は、平成15年2月1日以後に行われる新規則第5条第4号及び第5号の手続に係る中高層建築物及び特定建築物の建築並びに特定建築物への用途の変更について適用する。

**附 則**（平成15年3月13日規則第16号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第5条第15号の規定は、平成15年5月1日以後に行われる同号の手続に係る中高層建築物及び特定建築物の建築並びに特定建築物への用途の変更について適用する。

**附 則**（平成16年3月31日規則第34号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の第5条第11号に規定する許可申請の手続をした中高層建築物及び特定建築物（以下「中高層建築物等」という。）の当該手続に係る標識の設置期間については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の第5条第16号の規定は、平成16年5月1日以後に行われる同号の手続に係る中高層建築物等の建築及び特定建築物への用途の変更について適用する。

**附 則**（平成17年3月14日規則第12号）

- 1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第5条第4号の改正規定は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成16年法律第67号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第5条第17号の規定

は、平成17年8月1日以後に行われる同号の手続に係る中高層建築物及び特定建築物の建築について適用する。

- 3 この規則による改正後の第5条第18号の規定は、平成17年8月1日以後に行われる同号の手続に係る中高層建築物の建築について適用する。

**附 則**（平成17年10月21日規則第129号）

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。ただし、第5条に2号を加える改正規定（同条第20号に係る部分に限る。）は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第5条第5号、第12号及び第19号の規定は、平成17年12月1日以後に行われる新規則第5条第5号、第12号及び第19号の手続に係る中高層建築物及び特定建築物（以下「中高層建築物等」という。）の建築並びに特定建築物への用途の変更について適用する。
- 3 新規則第5条第20号の規定は、平成18年5月1日以後に行われる同号の手続に係る中高層建築物等の建築及び特定建築物への用途の変更について適用する。
- 4 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第1号様式による標識を用いて設置されている標識は、新規則第1号様式の規定による標識を用いて設置されている標識とみなす。

**附 則**（平成18年4月14日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年3月14日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第20号の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年6月20日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年10月9日規則第83号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第5号の改正規定中「第68条の4」の次に「、法第68条の5の2」を加える部分及び次項の規定は平成19年11月1日から、同条第4号の改正規定中「第48条第1項から第12項まで」を「第48条第1項から第13項まで」に改める部分、同条第5号の改正規定中「第3項まで」の次に「若しくは第7項」を加える部分及び附則第3項の規定は同年12月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条

例施行規則（以下「新規則」という。）第5条第5号（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の5の2に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、平成19年12月1日以後に行われる同号の手續に係る中高層建築物及び特定建築物（以下「中高層建築物等」という。）の建築並びに特定建築物への用途の変更について適用する。

- 3 新規則第5条第4号（法第48条第13項に係る部分に限る。以下同じ。）及び第5号（法第68条の3第7項に係る部分に限る。以下同じ。）の規定は、平成20年1月1日以後に行われる新規則第5条第4号及び第5号の手續に係る中高層建築物等の建築及び特定建築物への用途の変更について適用する。

**附 則**（平成21年6月3日規則第59号）

- 1 この規則は、平成21年6月4日から施行する。  
2 この規則による改正後の第5条第11号の規定は、平成21年7月4日以後に同号に掲げる手續を行う中高層建築物及び特定建築物について適用する。

**附 則**（平成24年11月30日規則第101号）

この規則は、平成24年12月4日から施行する。

**附 則**（平成25年11月25日規則第87号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年2月9日規則第7号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
2 この規則の施行の際、現に世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年12月世田谷区条例第51号。以下「条例」という。）第6条の規定により設置されている標識（条例第2条第2号に規定する特定建築物に係るものに限る。）の設置期間については、この規則による改正後の世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
3 この規則の施行の日前までに新規則第2条の2第3号又は第4号に掲げる建築物に相当する建築物について条例第6条第1項の規定の例により標識を設置した場合にあっては、当該標識を設置した日を新規則第5条第1項の設置期間の始期とみなす。

**附 則**（平成27年5月29日規則第57号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

**附 則**（平成30年10月1日規則第119号）

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、そ

れぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第5条第1項第6号の改正規定（「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改める部分及び「第48条第1項から第13項まで」を「第48条第1項から第14項まで」に改める部分に限る。）、同項第7号の改正規定（「第3条第1項第4号」の次に「、法第43条第2項第1号」を加える部分に限る。）、同項第12号の改正規定、第10条第1項の改正規定並びに付則第2項及び第3項を削り、付則第1項の項番号を削る改正規定並びに第2号様式の改正規定、第2号の2様式の改正規定、第2号の3様式の改正規定及び第3号様式の改正規定並びに次項の規定 公布の日

- (2) 第5条第1項第9号の改正規定 平成31年4月1日

- (3) 前2号に掲げる改正規定以外の改正規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日

- 2 前項第1号に掲げる改正規定の施行の際、この規則による改正前の第2号様式から第3号様式までの規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

**附 則**（平成31年3月29日規則第30号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年3月4日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。